地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月31日

 徳島市監査委員
 久米川 文 男

 同
 工 藤 誠 介

 同
 加 村 祐 志

 同
 齋 藤 智 彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

都市整備部 都市政策課、まちづくり推進課、再開発推進室、地域交通課、建築指導 課、公共建築課、住宅課、公園緑地課、とくしま動物園、広域道整備課

2 対象期間等

平成28年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成29年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを 主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務 事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施す べき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

都市整備部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項(指摘事項)

1 収入事務

- (1) 納入通知書に納入期限の設定がされていないものがあった。
- (2) 収納金の金融機関への払込みが遅いものがあった。

2 支出・契約事務

- (1) 旅行命令書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (2) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (3) 請書又は契約書が作成されていないものがあった。
- (4) 契約締結の決裁は受けているが、契約書に徳島市長の押印がされていないものがあった。
- (5) 請書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。

3 その他

(1) 出勤簿に押印のないものがあった。